

災害時における大学施設の一時使用に関する協力協定

国立大学法人大阪教育大学

柏原市

大阪府柏原警察署

柏原羽曳野藤井寺消防組合

災害時における大学施設の一時使用に関する協力協定

国立大学法人大阪教育大学（以下「甲」という。）と、柏原市（以下「乙」という。）、大阪府柏原警察署（以下「丙」という。）、柏原羽曳野藤井寺消防組合（以下「丁」という。）は、乙、丙及び丁の管轄する区域で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生の恐れがある場合に、甲の所有する大阪教育大学柏原キャンパス（以下「本学」という。）に設置する施設等を一時使用することにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時に乙、丙及び丁（以下「三者」という。）が、地域住民の生命・身体を守るために、災害現場における救助活動や応急復旧活動を円滑に実施できるよう、甲の所有する施設等を一時使用することへの協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 三者の管轄する区域において大規模な災害が発生し、前条の目的を達成するために本学の施設等を使用する必要があると認めたときは、三者は甲に対して次に掲げる項目について協力を要請することができる。

- (1) 三者が中心となって現地災害対策本部拠点として使用するとき
 - (2) 市域のライフライン復旧に係る指定公共機関の活動拠点として使用するとき
 - (3) 丙が災害により被災した場合における警察署機能維持のための臨時活動拠点として使用するとき
 - (4) 広域緊急消防援助隊の宿営地及びヘリコプターの離着陸場所として使用するとき
 - (5) ドクターヘリの離着陸場所として使用するとき
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、三者からの要請により甲が協力できるとき
- 2 前項第5号による使用については、平常時から協力を要請することができるものとする。
- 3 甲は第1項による協力要請を受けた場合は、大学業務に支障がない範囲において協力するものとする。

（平常時の相互協力）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、平常時においても大規模災害時の対策にかかる情報共有を図るなど、その推進について相互協力に努めることとする。

（覚書の作成）

第4条 この協定に基づき、三者それぞれが本学の施設等を一時使用するために必要な細部事項（使用する場所、使用期間、費用負担、原状回復義務等）については、別途「覚書」により取り交わすこととする。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからもこの協定を解除する旨の申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他の事項）

第6条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に定める事項に疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

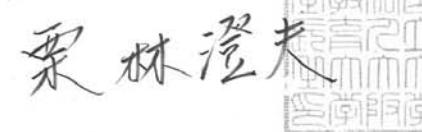
この協定締結の証として、この協定書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年3月25日

甲 国立大学法人大阪教育大学

乙 柏原市

学長

栗林澄太


市長

高光正芳


丙 大阪府柏原警察署

署長 川崎和彦


丁 柏原羽曳野藤井寺消防組合

消防長 片山雅義
